

10,000円以下の飲食費とインボイス

令和6年4月1日以後支出分より、税務上の交際費等から除外する飲食費の額が1人当たり10,000円以下となりました。インボイス制度下での“10,000円”はどう考えるのか、確認しましょう。

1人当たりの飲食費

1人当たりの飲食費（社内飲食費を除く。以下同じ）は、次の算式で計算します。除外するには金額だけでなく、一定の書類の保存が求められている点にも、留意しましょう。

【算式】

$$\frac{\text{飲食等として支出する金額}}{\text{飲食等に参加した者の数}} = \text{1人当たりの飲食費}$$

インボイス制度下での10,000円

税抜経理方式を適用している場合、消費税等の額を含めず（税抜）10,000円以下であるか判断します。その際、消費税の計算を一般課税で計算する事業者にとっては、支払先がインボイス発行事業者か否かで、消費税率10%の場合、原則、次のとおり異なります。

【10,000円のボーダーライン（支払金額）】

消費税率10%

	インボイス発行事業者	左記以外*
① R6.4.1~R8.9.30		10,784円
② R8.10.1~R11.9.30	11,000円	10,476円
③ R11.10.1~		10,000円

※端数処理等により、金額に1円の差が生じます。

「左記以外」の金額が期間により異なるのは、税抜経理できる割合が①は消費税等の額の80%、②が50%と異なるためです。③は全くできず、支払金額全額で判断します。

超えたとしても……

結果的に10,000円を超えて交際費等となったとしても、下表のとおり中小法人等であれば、その他の交際費等と合計して年800万円まで損金となる特例があります。

● 交際費等の損金不算入制度の概要（イメージ）

		飲食費（社内飲食費を除く）		左記以外の交際費等
		1人当たり10,000円以下	1人当たり10,000円超	取引先等への贈答・慶弔・謝礼金等
① 期末資本金の額等が100億円超の法人等		損金不算入		
② ①③以外の法人	接待飲食費に係る損金算入の特例※3	損金算入	50%損金算入	損金不算入
③ 中小法人等※1※2	中小法人に係る損金算入の特例※3		合計年800万円まで損金算入	

※1 中小法人等とは、期末資本金の額等が1億円以下の法人で、資本金の額等が5億円以上の法人の100%子法人等一定の法人以外の法人等

※2 中小法人等は、接待飲食費の損金算入の特例か中小法人の損金算入の特例のいずれか選択適用

※3 令和6年度税制改正により適用期限が3年（令和9年3月31日までの間に開始する事業年度まで）延長